令和３年１月１９日 第63回伊勢市都市計画審議会	議案関連 資料

議案第１号　伊勢都市計画用途地域の変更（伊勢市決定）
議案第２号　伊勢都市計画特別用途地区の変更（伊勢市決定）

案の縦覧結果

<table>
<tr><td>縦覧期間</td><td colspan="2">令和２年 12 月１日～令和２年 12 月 15 日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">縦覧者数</td><td colspan="2">計０名</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画課　０名
二見総合支所　０名
小俣総合支所　０名
御薗総合支所　０名
伊勢図書館　０名
小俣図書館　０名</td></tr>
<tr><td>意見書数</td><td colspan="2">０通</td></tr>
<tr><td colspan="2">意見書の要旨</td><td>市の見解</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td>－</td></tr>
</table>

都市計画の策定の経緯の概要

議案第１号　伊勢都市計画用途地域の変更（伊勢市決定）について
議案第２号　伊勢都市計画特別用途地区の変更（伊勢市決定）について

事　　項	時　　期	備　　考
第 61 回都市計画審議会	令和２年８月４日	・素案　事前説明
素案の縦覧	令和２年８月 17 日 ～８月 31 日	・２週間縦覧
公聴会	令和２年９月 14 日	
県事前協議	令和２年 11 月 16 日	
第 62 回都市計画審議会	令和２年 11 月 17 日	・案　報告
案の縦覧	令和２年 12 月１日 ～12 月 15 日	・２週間縦覧
第 63 回都市計画審議会	令和３年１月 19 日	・縦覧結果報告 ・審議（答申）
県協議	令和３年１月下旬	
変更告示	令和３年２月中旬	

■建築基準法第５１条とは

建築基準法

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条　都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設**の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、**特定行政庁が**都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、**当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合**又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、**この限りでない。**

■その他政令で定める処理施設とは

⇒『建築基準法施行令』第１３０条の２の２に規定する処理施設をいう。

建築基準法施行令

（位置の制限を受ける処理施設）

第百三十条の二の二　法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の**政令で定める処理施設は、**次に掲げるものとする。

一　<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令</u>（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）<u>第五条第一項</u>のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

■一般廃棄物の処理施設とは

⇒『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』に規定する一般廃棄物処理施設をいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（一般廃棄物処理施設）

第五条　法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）**のごみ処理施設とする。**